

「学校いじめ防止基本方針」〈白根巨摩中学校〉

- 1 いじめ問題に対する基本的な考え方
- 2 いじめ対策の組織
- 3 未然防止の取り組み
- 4 早期発見の取り組み
- 5 いじめへの対処
- 6 その他の留意事項
- 7 いじめ防止指導計画

1 いじめ問題に関する基本的な考え方

はじめに

いじめは、決して許される行為ではない。しかし、いじめはどの子供にも、どの学校にも起こりうることであり、どの子供も被害者にも加害者にもなり得る事実を踏まえ、学校、家庭、地域が一体となって、未然防止・早期発見・早期対応に取り組まなければならない。

いじめは、いじめを受けた生徒の心身の健全な成長に重大な害を与え、その生命又は心身に危険を生じさせる恐れがある。すべての生徒がいじめを行わず、いじめを放置せず、いじめが心身に及ぼす影響を理解する必要がある。

いじめ問題は、学校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的に進めていく必要がある。学校全体でいじめ防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努めていく。

とりわけ、「いじめを生まない学校づくり」を目指し、教育活動全体を通して自己有用感や自己肯定感を育み、好ましい人間関係づくりや豊かな心の育成のために日々取り組んでいく必要がある。

「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年 9 月 28 日施行）13 条の規定及び国のいじめ防止等のための基本的な方針に基づき、本校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を策定した。

1 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 2 条）

2 いじめに関する基本的認識

「いじめ問題」には以下のような特質があることを十分に理解して、的確に取り組むことが必要である。

(1) いじめは、人間として決して許されない行為である。

いじめは許されない、いじめる側が悪いという毅然とした態度を徹底する。

いじめは子供の成長にとって必要な場合もあるという考えは認められない。

(2) いじめは、どの生徒にも、どの学校、どの学級にも起こりうることである。

(3) いじめは、大人が気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。

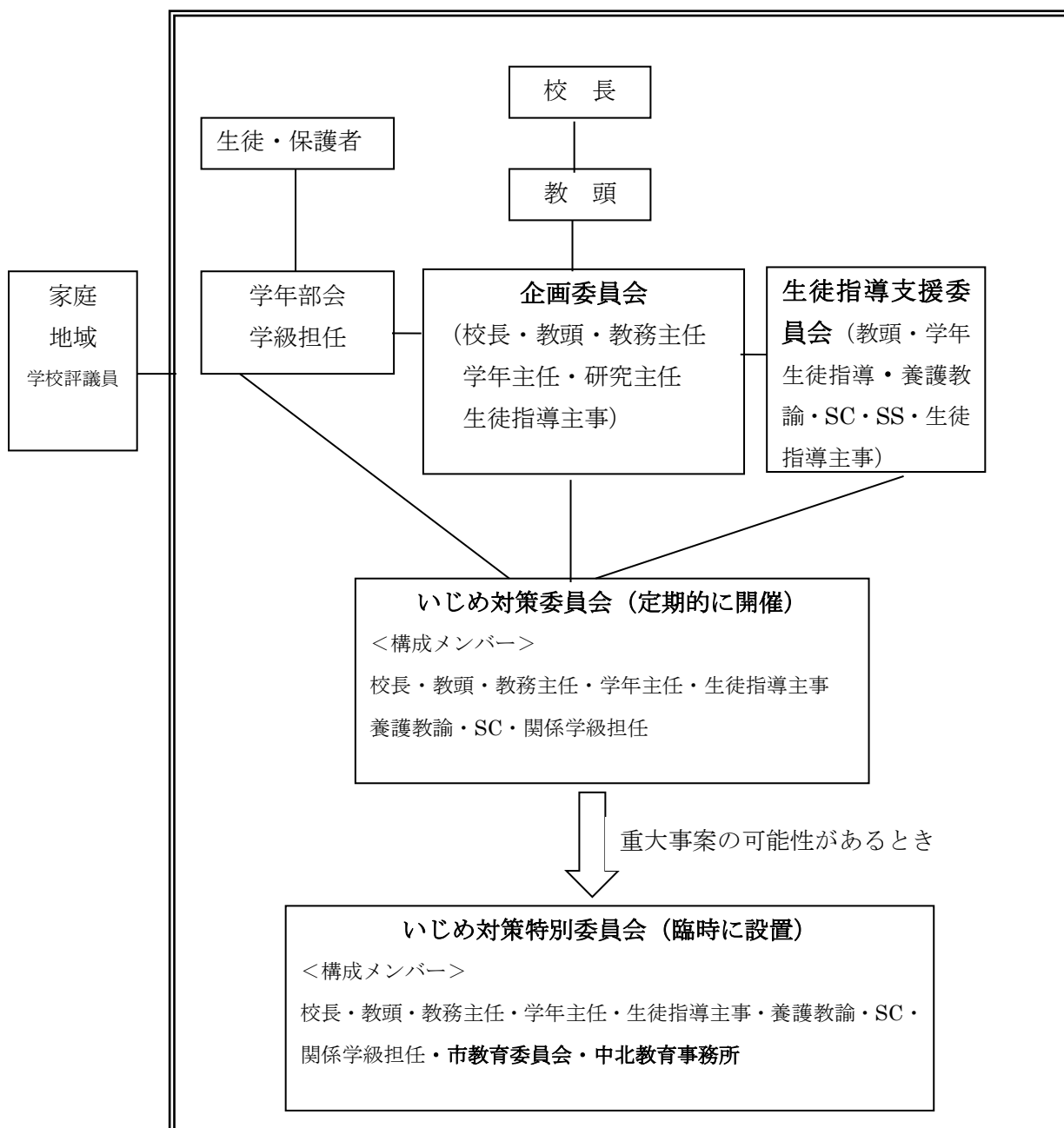
(4) いじめは、様々な態様がある。

- (5) いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- (6) いじめは、教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- (7) いじめは、解消後も注視が必要である。
- (8) いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりを有している。
- (9) いじめは、学校、家庭、社会など全ての関係者が連携して取り組むべき問題である。

2 いじめ対策の組織

いじめ問題への組織的な取組を推進するために、以下の「いじめ対策委員会」を設置し、この組織が中心となり、教職員全員で共通理解を図り、学校全体でいじめの未然防止をはじめとする総合的ないじめ対策を行う。

いじめ対策委員会組織図



3 未然防止の取り組み

いじめ問題においては、「いじめが起こらない学級・学校づくり」を始めとする未然防止に取り組むことが最も重要である。未然防止の基本は、自己有用感や自己肯定感を育みながら好ましい人間関係を築き、確かな学力と豊かな心を育て、生徒が、規則正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていくことである。

すべての生徒が活躍できる場面を作り出す視点で、「授業づくり」と「集団づくり」を見直すならば、トラブルが発生しても、それがいじめへとエスカレートすることもなくなってくるはずである。「居場所づくり」や「絆づくり」をキーワードに学校づくりを進め、すべての生徒に集団の一員としての自覚や自信を育て、互いを認め合える人間関係・学校風土を創り出していく。家庭・地域への啓蒙を通じ、ネット上でのいじめ問題や地域生活でのいじめ問題等への未然防止に取り組んでいく。

具体的手立て

①学級・学校経営の充実

②授業における生徒指導の充実

- ・「わかる授業」「楽しい授業」を通して、子供の学び合いを保障する。
- ・グループ学習等を通して、互いに教え合う中で人間関係を作る。

③教育活動全体を通じた道徳教育

- ・道徳の授業を要に「思いやり」「生命・人権」を大切にす指導

④学校行事

- ・感動や達成感、人間関係の構築などが得られるような行事の企画、取組

⑤主体的な生徒会活動や部活動

- ・いじめを自分たちの問題として予防や解決に取り組む活動をすすめる。
- ・生徒総会で「白根巨摩中いじめ追放宣言」について全校で考え確認し、取り組みをすすめる。
- ・部活動を通しての人間関係を深め、自己実現を目指す。

⑥保護者や地域との連携

- ・PTAや学年部会等において、ネットや携帯電話に関する情報を提供し、家庭での指導力を高めてもらう。
- ・いじめの問題についても、懇談会や便り等で広報する。

4 早期発見の取り組み

いじめは、早期発見が早期解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員が生徒との信頼関係を構築することに努めることが大切である。

いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで起きており、潜在化しやすいことを認識する必要がある。生徒たちの些細な言動から、小さな変化を敏感に察知し、表情の裏にある心の叫びを敏感に感じ取れる感性を高め、いじめを見逃さない力を向上させることが求められている。

日頃から、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つようにする。

定期的なアンケート調査や教育相談の実施により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、実態把握に取り組む。

また、生徒に関わることを教職員間で共有し、保護者とも連携して情報を収集するよう努める。

早期発見のための具体的手立て

- ①教師による日々の観察
- ②学習ノート、生活ノート、日記、連絡帳等の活用、
- ③アンケート調査
- ④Q・Uの実施と考察
- ⑤二者面談（生徒対象）
- ⑥三者懇談（保護者対象）
- ⑦保健室の様子
- ⑧本人からの相談
- ⑨周りの友達からの相談
- ⑩保護者からの相談
- ⑪地域の方からの情報

5 いじめへの対処

1 基本的な考え方

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことが大切である。

教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

2 いじめの発見・通報を受けた時の対応

いじめの内容を「いじめ対策委員会」で確認・共有し、「重大な事態」である、またはその恐れがあると判断された場合は、学校の設置者と連携を取り、「いじめ対策特別委員会」で対応を協議し、関係機関と連携して対応に当たる。

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、学校の設置者と連携を取り、所轄警察署と相談する。

3 いじめられた生徒又はその保護者への支援

4 いじめた生徒への指導またはその保護者への助言

5 いじめが起きた集団への働きかけ

6 インターネットや携帯電話を利用したいじめへの対応

- ・情報モラル教育の充実に努め、「技術・家庭科」等においてインターネット社会の功罪について確かな理解を図る。

- ・生徒の携帯電話やスマートフォン等の使用については、家庭での指導が不可欠であるので、学年部会や便り等で啓発活動を行う。

- ・スクールネットパトロール等の関係機関との連携を行う。

7 いじめの解消

- ①いじめに係る行為が止んでいること

- ②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

8 重大事態への対処

「いじめ防止対策推進法 28 条」により、次の 2 つがあげられる。

- ・いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。
- ・いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める

とき。(相当の期間とは、30日を目安とするが、3日続けて欠席した場合はすぐに家庭訪問等を行い、生徒の様子を把握することが大切である。)

これらのことが認められた場合、以下の対応を行う。

①学校の設置者又は学校による調査

いじめの重大事態については、本基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月）文部科学省」により適切に対応する。

②生徒や保護者からいじめにより重大な事態が生じたという申し立てがあったとき

生徒や保護者からの申し立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないままいじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

③調査を行う組織

いじめ対策特別委員会又は教育委員会が設置した附属機関において調査を行う。重大事態が起きてから急遽調査を行うための組織を立ち上げることは困難である点から、地域の実情に応じて、平時から設置しておくことが望ましい。(平時は、いじめ対策委員会が情報収集にあたる。) また、公立学校における調査において、学校の設置者が調査主体となる場合、教育委員会に設置される附属機関を調査を行うための組織とすることも考えられる。

④いじめられた生徒が自殺した場合の対応

その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。その調査においては、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し、再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、その在り方について以下の事項に留意の上、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」(平成26年7月文部科学省・児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議)を参考とする。

調査を行う組織については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家であるSCやSSW等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ案件の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者(第三者)について、職能団体や大学、学会からの推薦等で参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するように努める。

6 その他の留意事項

1 組織的な指導体制

いじめへの対応は、学校長を中心に全教職員が一致協力体制を確立することが重要である。

一部の教職員や特定の教職員が抱え込むのではなく、学校における「いじめの防止等の対策のための組織」で情報を共有し、組織的に対応することが重要である。いじめがあった場合の組織的な対処を可能とするよう、平素からこれらの対応の在り方について、全ての教職員で共通理解を図る必要がある。

2 校内研修の充実＝いじめを始めとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。

3 校務の効率化＝生徒と向き合う時間の確保。

4 学校評価＝体系的・計画的にPDCAサイクルに基づく取組を継続することが大切である。

5 地域や家庭との連携について＝学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

7 いじめ防止指導計画

※年度当初に、年間の計画を確認し合うとともに、組織体制を整える。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
会議	生徒指導支援委員会（生徒の情報交換と対応の協議）					
	事案発生時に、いじめ対策委員会又はいじめ対策特別委員会の開催					
防止対策	学級づくり、人間関係づくり					
	PTA 総会 等で啓発	学級懇談		ネット 防犯教室 個別懇談	防犯弁論 発表	
早期発見	家庭訪問で情報収集		Q-Uの実施と結果の考察	学校評価	悩み事心配事 アンケート	
	悩み事心配事 アンケート		悩み事心配事 アンケート	教育相談期間		
生徒会による意識調査及 びいじめ撲滅宣言						

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
会議	生徒指導支援委員会（生徒の情報交換と対応の協議）					
	事案発生時にいじめ対策委員会又はいじめ対策特別委員会の開催					
防止対策	学級づくり、人間関係づくり					
	人権教室		ネット 防犯教室 個別懇談		PTA 総会等 での啓発	個別懇談
早期発見	Q-Uの実施と結果の考察			学校評価	悩み事心配事 アンケート	
	悩み事心配事 アンケート	悩み事心配事 アンケート	教育相談期間			

平成30年作成
令和3年一部改訂
令和5年一部改訂